

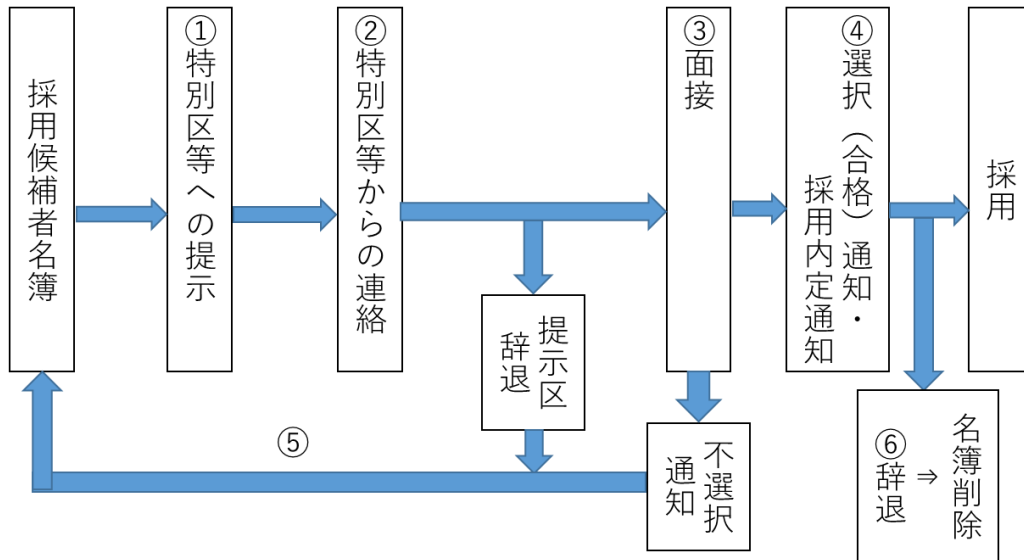
I 類採用試験【早期SP I 枠】・採用候補者の皆さまへ

この度は、特別区職員採用試験を受験していただき、ありがとうございました。

今回特別区職員採用試験に最終合格された皆さまは、特別区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「特別区等」という。）の採用候補者となり、特別区人事委員会が作成する「採用候補者名簿」に登載されます。今後、特別区等は「採用候補者名簿」の中から採用予定者を決定します。今後の流れと注意事項等は、以下のとおりです。

1 今後の流れ

※最終結果通知は令和8年7月15日(水)午後5時までにダウンロード・保存してください。



- ① 特別区人事委員会は、特別区等からの請求に基づき、採用候補者全員をいずれかの特別区等へ高点順に提示します。その際、原則として採用候補者の希望区等を考慮し提示します。
なお、希望者の集中等の状況によっては、希望どおりに提示できないこともあります。
提示先の特別区等（以下「提示区」という。）に対しては、採用候補者の希望区情報、履歴書データ（第2次試験（プレゼンテーションシート作成）受験後に入力したもの）及び性格検査結果を提供します。
- ② 提示区から面接の連絡（電話・メール等）があります。病気等の理由で面接に応じられない場合は、その旨を速やかに、提示区の人事担当にお知らせください。
※応答のない場合には、採用候補者名簿から削除されます。
※提示区からの連絡は、第2次試験（プレゼンテーションシート作成）受験後に入力いただいた電話番号・メールアドレス等を使用します。
※提示区を辞退する場合は、後述4②をご確認のうえ、「提示区辞退届」を提出してください。
- ③ 提示区で、面接を行います。提示区の人事担当の指示に従ってください。
※面接の方法は、提示区によって異なります。
- ④ 面接の結果、採用内定となった場合は、提示区からその旨の連絡があります。それ以降は、内定を受けた提示区の指示に従ってください。採用の時期は、原則として提示年度の翌年度4月1日です。
- ⑤
 - ・採用内定が得られなかった場合（不選択）
 - ・提示区を辞退した場合（提示区辞退）再び<①特別区等への提示>から<③面接>までの流れを繰り返します。
ただし、採用予定数の充足状況によっては提示がされず、その結果、採用されない場合もあります。最終合格が採用内定ではないことにご注意ください。また、提示の有無に関する問合せには応じられません。
- ⑥ 提示区からの選択（合格）連絡後に、提示された区の採用を辞退する場合は「名簿削除申出書」を提出してください（他の特別区等へ再度の提示を希望することはできません。）。

※I 類採用試験【早期SP I 枠】の採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿確定後1年間です。

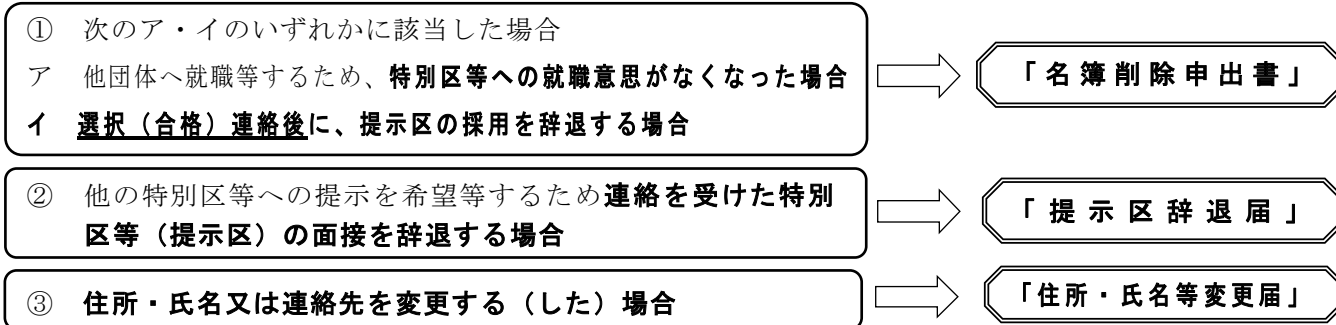
2 提示の日程

特別区等への採用候補者の提示は、下記の日程で全6回を予定しています。ただし、特別区等の採用予定数の充足状況によっては、2回目以降は提示されず、その結果、採用されない場合もあります。

[1回目]令和8年 5月29日 [2回目]令和8年 7月24日 [3回目]令和8年10月 8日
[4回目]令和8年11月20日 [5回目]令和9年 1月 6日 [6回目]令和9年 2月 5日

3 申出書・届書について

次の①～③に該当する場合は、それぞれ申出書又は届書を至急提出してください（必須）。



◆ 申出書・届出書は特別区人事委員会公式ホームページ「合格発表」ページ内「各種様式」に掲載しています。
【リンク先：<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiiinkaitop/gokakuhappyo.html>】

※①～③とも指定様式にて記入例を参考に、ご自身で作成のうえ、封書にて提出してください。
※登録番号は、登録通知に記載されています。受験番号とは異なります。
※用紙はA4サイズのものを使用し、横書きで記入してください。

① 名簿削除申出書

申出書には、名簿削除の理由（特別区等以外の就職先等）を具体的に記入してください。
なお、この「名簿削除申出書」を提出した場合は、採用候補者名簿から削除され、以後は提示されなくなります。

② 提示区辞退届

この「提示区辞退届」を提出した場合は、次回から他の特別区等に提示されます。
原則として、一度提示された特別区等に同一名簿上から再度提示されることはありません。提示区からの合格連絡後に、提示された特別区等を辞退する場合は①の「名簿削除申出書」を提出してください（他の特別区等への再度の提示を希望することはできません）。
なお、「提示区辞退届」の提出が遅れた場合は次回提示が遅れることがあります。
また、採用予定数の充足状況によってはその後の提示がされず、その結果、採用されない場合があります。

③ 住所・氏名等変更届

変更（予定）年月日とフリガナ（氏名変更の場合）も忘れずにご記入ください。

提出先は次の2か所です。必ず両方に同じものを提出してください。

提出先	1 提示区の人事担当 2 特別区人事委員会事務局任用課採用係（〒102-0072 千代田区飯田橋 3-5-1）
-----	--

4 注意事項

（1）次の①～⑦に該当する場合は、採用候補者名簿から削除されます。

- ① 「名簿削除申出書」を提出した場合
- ② 特別区人事委員会又は特別区等からの照会に応答しない場合
- ③ 心身の故障のため当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合
- ④ 上記③のほか、当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合
- ⑤ 採用試験を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
- ⑥ 採用試験の申込み又は採用試験において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合
- ⑦ その他、特別区人事委員会が定める場合

（2）令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）の対応について

- ① 令和8年12月25日に施行予定のこども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者は、採用後の配置について制限がかかる可能性があります。
- ② 特別区等はこども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う場合があります。

問合せ先	特別区人事委員会事務局任用課採用係 TEL:03-5210-9787（平日 8:30～17:15） ※採用候補者ご本人がお問い合わせください。
------	---